

家庭教育支援普及啓発事業企画運営業務企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、家庭教育支援普及啓発事業企画運営業務を委託する事業者を選定するため、企画提案競技について必要な事項を定めるものである。

2 企画提案に付する業務名

家庭教育支援普及啓発事業企画運営業務

3 趣旨

青森県民の子育てに対する不安や悩みを解決する糸口とするため、県の家庭教育支援に関する取組について情報発信し、広く普及啓発するものである。

(1) 青森県の家庭教育の現状について

家庭教育とは教育の出発点とも言われており、こどもは、「ことば・生活習慣・コミュニケーションの仕方・社会的マナー等」を、親や身近な大人から学び、体験しながら身につけていくものである。

しかし、少子化や核家族化、ひとり親世帯の増加、地域とのつながりの希薄化等により、子育てや家庭教育を支える環境は大きく変化している。また、親が祖父母などから子育てを学ぶ機会が減るとともに、地域の支えも弱まるなど、家庭教育を行うことが困難な社会になっている。

県の調査では、子育てに関わる人は女性が9割であり、子育てに関する悩みや不安を抱えている人は4割以上いる。その中には、相談相手がいない、誰に相談していいかわからないなどといった回答があり、身近に相談相手が少なく、抱え込んでいる状況が伺える。

(2) 家庭教育支援の取組について

県では、「あおもり子育てネット」を開設し、発育・発達、しつけ等など子育て中の不安や悩みを軽減するため、寄り添い型の電話・メール相談や解決のヒント・役立つ情報となる教材動画を30本以上制作している。

また、地域の家庭教育支援体制を整えるため、子育てを応援する人材「あおもり家庭教育アドバイザー」を養成する講座を開催するとともに、研修会や子育てイベント等へのボランティアとして「あおもり家庭教育アドバイザー」を派遣している。

(3) 普及啓発

(2) のとおり実施している県の各種取組が、子育て世代に広く浸透していない状況を受け、令和7年度に子育て支援を象徴する親しみやすいキャラクター

を制作し、そのキャラクターを統一的に活用したCM放映やノベルティの配布を通して、各種取組が子育ての身近なガイドとして子育て世代に届きやすくなるよう、展開した。

<参考>



家庭教育ってなに？
(令和6年度制作)



あおもり子育てネット
(県総合社会教育センターHP)



[シャメルン]
(令和7年度制作)



[もりのん]
(令和7年度制作)

※ デザインは、左記の基本パターンの他、表情や向き、ポーズの異なるデータを作成済み。

4 委託業務内容

別添業務仕様書のとおり。なお、仕様書は、本企画提案の受注候補者との協議により最終決定する。

5 委託業務の上限額

3, 987千円（消費税及び地方消費税を含む）

6 委託業務の期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

7 応募資格

- (1) 日本国内に事務所、事業所又は活動拠点を有していること。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の法人であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続を行っていないこと。

- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

8 手続等

(1) 企画提案に関する質問等

- ① 質問期間 令和8年6月23日(火)正午まで
- ② 質問方法 任意様式により、メールで提出すること。
- ③ 提出先 「13 担当課・担当者」まで
- ④ 質問への回答 令和8年6月26日(金)までに全ての参加者にメールで回答。

(2) 参加表明書(別紙1)の提出

- ① 提出期限 令和8年6月30日(火)正午必着
- ② 提出先 「13 担当課・担当者」まで
- ③ 提出方法 持ち込み・郵送又はメール

(3) 企画提案書の提出

参加表明書(別紙1)を提出した者は、仕様書(別紙2)を基に「企画提案書」を作成する。

- ① 提出期限 令和8年7月15日(水)15時00分
- ② 提出先 「13 担当課・担当者」まで
- ③ 提出方法 持ち込み又は郵送

(4) 留意事項

- ・ 企画提案書は、1者につき1案とする。
- ・ 「親子の学び応援フェアの開催」については、イベント広報の方法やレイアウト図を必ず記載すること。
- ・ 「県民に届く効果的な広報業務」については、提案する広報の方法やその利点と、想定される県民への効果等を必ず記載すること。
- ・ 提出後の書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- ・ 提出された書類は原則として公開しない。ただし、青森県情報公開等条例に基づく請求等により公開される場合がある。
- ・ 提出された書類を審査で使用する場合等、必要に応じて複製する場合がある。
- ・ 提案書等の作成及び提出に要する費用は全て提案者の負担とする。
- ・ 提案内容に不明な点がある場合は、問い合わせをすることがある。

9 審査

(1) 審査会

本業務の契約候補者を選定するための審査会を設置する。

(2) 審査日

令和8年7月24日（金）

(3) 審査方法

審査会は、提出された提案書等について書面審査を行い、最も評価の高い提案者を受注候補者、次に評価の高い提案者を次順位者として決定する。

(4) 審査基準

次の①から⑤の観点から審査を行う。

① ブース展開の企画提案（50点）

子育てや家庭教育に興味・関心が湧き、親子で学び、楽しめるブース内容であるか。（ブース内容、装飾等会場レイアウト等）

② 広報業務（30点）

県民に届くような効果的な広報についての提案がなされているか。また、対象、配布方法及び数量等が適当であるか。

（広報形態の提案、対象、配布方法、配信方法、数量、材質 等）

③ 運営体制及びスケジュール（20点）

業務内容を全て網羅した妥当なスケジュールとなっているか。

責任者の位置付けがあり、役割に応じた担当者が適切に配置されているか。

（運営体制、スケジュール、見積もり等）

(5) その他

審査員一人当たりの合計点が5割未満の場合「受注候補者なし」とする場合がある。

10 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書 5部

A4横長を基本（A3は折り込むこと）とし、ページ枚数の上限は設けない。

(2) 提案書に記載する事項

- ① 親子の学び応援フェアにおけるブース展開の企画提案
- ② 県民に届く効果的な広報の提案
- ③ 事業全体の実施スケジュール
- ④ 運営体制（担当者、人数、組織体制等）
- ⑤ 見積書
- ⑥ その他予算の範囲内で可能なアピールポイント
- ⑦ 実績

11 スケジュール

6月15日（月）	公募開始
6月23日（火）	質問事項の締切（12時00分まで）
6月26日（金）	質問事項回答期限
6月30日（火）	申込締切（12時00分まで）
7月15日（水）	企画提案書の提出締切（15時00分まで）
7月24日（金）	審査日
8月中旬	委託先の決定・通知、契約締結、業務開始
1月～2月	「親子の学び応援フェア」開催日
3月	業務終了

12 審査結果及び契約手続等

- (1) 審査の結果については、8月7日（金）までに採否に関わらず全ての提案者に書面で通知する。この際、選定の経緯等に関する質問には一切応じない。
- (2) 提出された書類については、審査会終了後、青森県教育委員会で適切に処理する。
- (3) 受注候補者の選考後、速やかに企画提案書等を基に業務仕様等の詳細を協議し、上限額の範囲内で委託契約を締結する。なお、その際には、採用された企画提案の一部変更を指示することがある。

13 担当課・担当者

青森県総合社会教育センター 教育活動支援課 橋本
 〒030-0111 青森市荒川藤戸119-7
 TEL：017-739-1270
 FAX：017-739-1279

E-mail : masataka_hashimoto@pref.aomori.lg.jp